



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年6月30日（火） 第10409号

目次

	ページ
公 告	
○開発工事の完了（建築課）	2
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等	2
○政治団体の異動事項	2
○政治団体の解散届出	3
○資金管理団体の名称等	3
○資金管理団体の異動事項	3
○資金管理団体の指定取消し等	4
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	4
公 営 企 業 公 告	
○団地造成敷地の譲受人の公募（団地課）	5
○都市計画事業の変更認可（同）	6
落 札	
○落札者等の決定（学校人事課）	6
正 誤	
○令和8年3月31日群馬県企業管理規程第7号（企業局総務課）	6

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年6月30日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町江口149-1	館林市美園町25番25号 佐藤貴斗、佐藤仁美
2	邑楽郡明和町南大島1537-4	邑楽郡明和町南大島1130番地2 町営住宅新田団地B棟313 帆足亮佑

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年6月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片 野 清 明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
秋元よしあき後援会	秋元祥光	秋元茜	館林市富士見町16-5
	令和8年5月12日		
杉崎ただよし後援会	杉崎任克	金子優美	館林市本町1-3-23
	令和8年5月7日		
内藤和輝後援会	内藤和輝	内藤和輝	館林市羽附町1463-1
	令和8年5月27日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和8年6月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
大久保守後援会	代表者の氏名	黒岩慶二	土屋清孝	令和8年 3月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年6月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
議員様を見守る水戸黄門党	太田勝喜	令和7年12月31日
政心会	小暮笑鯉子	令和8年4月30日
東毛地域政治経済政策推進研究会	穂積照雄	令和8年3月31日
萩原勝喜後援会	太田勝喜	令和7年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年6月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
秋元祥光	館林市議会議員	秋元よしあき後援会	館林市富士見町16-5	令和8年 5月11日

◎群馬県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和8年6月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
星名建市	新星会	公職の種類	渋川市長	群馬県議会議員	令和7年7月25日

◎群馬県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和8年6月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
太田勝喜	萩原勝喜後援会	令和7年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和8年6月30日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 1 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,292
- 2 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 295,572
- 3 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数
北群馬郡	10,135
甘楽郡	5,765
吾妻郡	14,018
利根郡	8,491

佐波郡	9,749
邑楽郡	25,960
前橋市	90,774
高崎市	101,903
桐生市	28,693
伊勢崎市	55,376
太田市	58,276
沼田市	12,228
館林市	20,058
渋川市	20,482
藤岡市・多野郡	18,126
富岡市	12,614
安中市	15,343
みどり市	13,540

■ 公営企業公告

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号。以下「法」という。）第21条の規定により、館林北部第四工業団地の造成敷地の譲受人を次のとおり公募する。

令和8年6月30日

群馬県企業管理者 成田正士

- 1 団地の名称 館林北部第四工業団地
- 2 分譲区画、所在地、分譲面積及び分譲単価

分譲区画	所在地	分譲面積（概算）	分譲単価
A区画	館林市大新田町字南蓮河原、字稲荷木及び字土井尻並びに下早川田町字北蓮河原	37,000㎡	30,000円/㎡
B区画		11,000㎡	31,000円/㎡
C区画		30,000㎡	31,300円/㎡
D区画		34,000㎡	31,800円/㎡
E区画		8,900㎡	30,900円/㎡
F区画		9,100㎡	31,200円/㎡

- 3 譲受人の資格 製造業及び製造業（当団地の分譲企業）に付随する業務を行う物流業・流通業・サービス業等を営もうとする者であって、法第18条の2に規定する処分管理計画及び群馬県団地造成事業に関する条例（昭和37年群馬県条例第32号）等関係法令に適合するものとする。
- 4 分譲価格 分譲面積に分譲単価を乗じて得た金額（1円未満の端数切捨て）とする。

- 5 土地代金の支払方法 土地売買契約締結時に分譲価格の全額を支払うものとする。
- 6 受付開始日 令和8年8月20日
- 7 申込方法 所定の分譲申込書による。
- 8 受付場所及び問い合わせ先 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県企業局団地課分譲室 電話027-226-3954(ダイヤルイン)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、令和8年6月22日付けで国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示(令和8年関東地方整備局告示第186号)があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年6月30日

群馬県企業管理者 成田正士

- 1 都市計画事業の種類及び名称 館林都市計画工業団地造成事業 館林大島地区工業団地造成事業
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 群馬県館林市大島町字上新田、字下八ツ島、字岡里前及び字小草原地内
 - (2) 使用の部分 群馬県館林市大島町字上新田、字下八ツ島、字岡里前及び字小草原地内
- 5 事業施行期間 令和6年7月30日から令和14年3月31日まで

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年6月30日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 群馬県教育委員会人事管理システム保守・管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局学校人事課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和8年6月12日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社ジーシーシー 群馬県前橋市上大島町96番地
- 5 随意契約に係る契約金額 76,168,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号該当

■ 正誤

○企業管理規程正誤

令和8年3月31日群馬県企業管理規程第7号(群馬県企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程)

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第15号	3	上欄	32	ひたる	とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項第一号から第三号までの規定中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とする

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111